

令和6年度第3回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和6年10月23日（水）

立川市保健医療部保険年金課

令和6年度第3回立川市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和6年10月23日(水) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所210会議室

出席委員 被保険者代表(5名)
田尻 隆子 西村 徳雄 宮本 直樹 小迫 雅信
藤本 尚子

保険医及び保険薬剤師代表(4名)
五十嵐 弥生 平田 俊吉 森谷 健一 石原 一生

公益代表(5名)
浅川 修一 若木 早苗 中山 ひと美 黒川 重夫
木村 辰幸

被用者保険等保険者代表(2名)
吉野 美帆 大塚 智廣

出席説明員 副市長 近藤 忠信
保健医療部長 浅見 知明
保険年金課長 横田 昌彦
健康づくり担当課長 佐藤 良博
財政課長 徳丸 祐豪
保険年金課業務係長 小安 裕史
保険年金課医療給付係長 熊谷 由希雄
保険年金課賦課係長 高橋 定洋

書 記 保険年金課業務係 加藤 亜美

次 第

- 1 令和5年度特別会計国民健康保険事業決算等について
- 2 その他

資 料

- 資料1 令和5年度立川市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算書
- 資料2 立川市の国民健康保険 令和6年度版（令和5年度実績）
- 令和6年度立川市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和6年度第3回立川市国民健康保険運営協議会

令和6年10月23日

【保険年金課長】 運営協議会の開催に先立ち、新たに国民健康保険運営協議会委員に任命された方へ辞令の交付を行う。

(新委員3名に副市長から辞令の交付)

【保険年金課長】 では、運営協議会を開催する。

【会長】 これより、令和6年度第3回立川市国民健康保険運営協議会を開催する。
会議の成立要件の確認について、事務局より説明をお願いする。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 本日出席されている新委員より御挨拶をお願いする。

(新委員3名の挨拶)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。

(会議録署名委員の指名)

次に、事務局より資料の確認をお願いする。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 それでは、次に、議題1、令和5年度特別会計国民健康保険事業決算等について、事務局より報告をお願いする。

【保険年金課長】 令和5年度の決算について、御説明させていただく。

資料1「立川市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算書」、資料2「立川市の国民健康保険」をご用意いただきたい。

資料1、こちらは国民健康保険事業の歳入と歳出の決算額を令和4年度と令和5年度で比較した表となる。こちらの表を中心に説明をさせていただく。

表の右側の歳出のほうから御説明をさせていただく。

1款総務費。こちらは国民健康保険を運営していく上での給付や賦課に係る事務経費及び人件費となる。令和4年度に比べ約1,500万円の増となっている。主な要因としては、令和5年度は2年に1度の保険証の更新があったため、印刷製本費、郵便料等の部分が増となっていること、また、委託料において、個人番号カード健康保険証化リーフレット作成等委託料が新規に発生していること、さらには人事異動の影響により、令和4年度から令和5年度で人件費が増となっていることが挙げられる。

2款保険給付費。こちらは医療費に対する約7割負担の部分である。前年度の決算と比べると、約7,400万円の減となっている。被保険者数については、資料2「立川市の国民健康保険」の8ページ、一番上の表の総被保険者数の欄を御覧いただきたい。令和4年度3万6,252人から令和5年度3万4,587人と、1,665人、約4.6%の減となっている。一方、1人当たりの医療費については、「立川市の国民健康保険」の19ページ、一番上のグラフの折れ線グラフのほうを御覧いただきたい。令和4年度36万2,594円から令和5年度37万5,759円と、1万3,165円、約3.6%の増となっている。被保険者数が大きく減少している一方、1人当たり医療費の伸び率は昨年度の約2.6%から高くなったことにより、保険給付費全体としては約0.7%の減となっている。

3款国民健康保険事業費納付金。こちらは保険料収入を主な財源として東京都に納付するものであり、東京都が交付する保険給付費等交付金の財源の一部となる費用である。令和4年度約53億5,600万円から令和5年度の約57億2,500万円と、東京都全体の医療費の伸びにより、約3億7,000万円の増となっている。57億2,500万円の内訳は、医療給付費分が約39億円、後期高齢者支援金分が約13億円、介護納付金分が約5億円となっている。

4款共同事業拠出金。こちらは被用者保険の退職者の給付率の低下を防止する目的でかつて創設され、現在は経過措置として残っている退職者医療制度に関して、対象者の資格確認に必要な年金受給者名簿の作成に係る負担金を支出したものである。

5款保健事業費。こちらは特定健康診査、特定保健指導、ジェネリック医薬品差額通知、

糖尿病性腎症重症化予防事業等の経費を計上している。「立川市の国民健康保険」では、42ページに掲載している。特定健康診査の受診対象となる40歳から74歳までの令和5年度の被保険者数は2万5,375人と、前年度に比べ約1,100名減少しているが、令和5年度は成果連動型特定健康診査受診率向上事業を実施し、その結果、特定健診の受診率が2.7%ほど増加していること、また、データヘルス計画の策定や40歳前の被保険者に対する健康意識向上事業などを実施したことにより、約300万円の増となっている。

6款諸支出金。こちらは過年度分の保険料の還付や国や都への精算返還金となっている。令和5年度は前年度分の保険給付費等交付金の返還金が約6,800万円減となったこと等により、令和4年度に比べ約1億1,000万円の減となっている。

7款予備費。こちらは2款保険給付費等において、予算不足のため支出ができない場合等に対応するための科目となっている。

以上が歳出となり、次に歳入の説明をする。表の左側を御覧いただきたい。

1款国民健康保険料。こちらは令和4年度に比べ約1億4,400万円の減となっている。主な理由としては、歳出2款の保険給付費同様、被保険者数が前年度から1,665人の減となっていること、また、保険料算出の際に使用する課税標準額、所得割の算出基礎額であるが、こちらが前年度に比べ1人当たり1.2%の減となっていることなどが挙げられる。

2款使用料及び手数料。こちらは資格証明書及び納入証明書の発行に当たっての手数料の歳入であり、申請件数の減に伴い、3,800円の減となっている。

3款国庫支出金。国庫支出金については、歳出1款の個人番号カード健康保険証化リーフレット作成等委託料に係る社会保障税番号制度システム整備費補助金及び出産育児一時金臨時補助金が交付されたことにより、約83万円の増となっている。

4款都支出金。主となる保険給付費等交付金の中の普通交付金は、歳出2款の保険給付費に充てる費用となる。こちらは都の試算により前年度に比べ約3,000万円の増となっていることから、都支出金全体では約900万円の増となっている。

5款繰入金。保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金などの一般会計からの法定繰入金について、令和4年度に比べ約2,200万円の増となっている。要因としては、令和5年度より産前産後保険料繰入金が新たに加わったほか、出産育児一時金等繰入金が増となっていること、また、歳出1款総務費において増要因となった役務費、委託料に係る繰入金である職員給与費等繰入金が増となったことなどが挙げら

れる。一方、法定外繰入金については約5億8,800万円の増となっているが、こちらは歳出3款東京都に納める国民健康保険事業費納付金が前年度に比べ増となっていることなどが影響しているところである。以上の理由により、繰入金全体としては6億1,000万円の増となっている。

6款繰越金。こちらは前年度の歳入合計と歳出合計の収支差となっている。令和4年度に比べ約1億3,300万円の減となっているが、こちらは歳出6款諸支出金における国・都支出金等精算返還金において、前年度分の交付金等の返還見込額が令和4年度時に比べて減少していることなどにより減となったものである。

7款諸収入。こちらは国民健康保険料の延滞金、交通事故等による第三者納付金、不当利得等の返還金の収入となっている。令和4年度に比べ、延滞金が約300万円の増となったほか、第三者納付金が約1,300万円の増となったため、全体では約1,400万円の増となっている。

続いて、資料2の事業実績等を、各担当係長から御説明させていただく。

【業務係長】 資料2「立川市の国民健康保険」を御用意いただきたい。内容が重複する部分は割愛させていただく。

まず、医療給付係長から被保険者の状況や医療給付の状況などについて説明させていただく。

【医療給付係長】 「立川市の国民健康保険」の8ページを御覧いただきたい。先ほどの財政の決算の状況でも御説明したとおり、被保険者の状況となっている。こちら最上段のほうは世帯数の推移であり、その内訳として、(2)の下段のほうに、異動状況というところがある。こちらに大別して、資格取得、資格の喪失といったところがあり、各事由別に内訳を記載している。例えば、令和5年度だと、立川市の国民健康保険に加入した方については約8,800人余り、それから立川市の国民健康保険を喪失された方については1万200人余りということになる。差引き1,000人以上が減っているという状況である。

次に、12ページを御覧いただきたい。こちら12ページは医療費・保険給付費の状況である。最上段、①と書いてある療養給付費というものは、保険証を使って医療機関を受診された際にかかった費用となっている。医療機関、医科や歯科、調剤、そういったもの

を受診したときの負担となっている。

この中で、この費用額というものは、医療費全体の費用、保険者負担分というものは、立川市が保険給付費として負担をした分となっている。例えば、医療費が1万円であったら、3割自己負担の場合、7,000円が立川市の負担となり、費用額としては1万円を加算され、保険者負担分としては7,000円が加算される、そういった状況となっている。

②として、療養費と書かれており、こちらのかかった費用は、柔道整復師、あんま、はりきゅうなどにかかる治療費や、補装具などを作られて、一旦、医療費全体を10割は負担していただくが、後ほど現金として返した分、そういったものの費用となっている。

この12ページの最下段のほうには、6番として、医療費保険給付費の合計が出ており、各年度の推移等が記載されている。

15ページを御覧いただきたい。全体について、増加等の傾向である。

上段に表があり、1件当たりの医療費といったものがある。1診療当たりということである。こちらについては、費用としては増加傾向である。それに対して総費用、全体的な費用については減少傾向となっている。

下のほうにもグラフがあるが、令和2年度、コロナ禍の場合は、一旦、医療費としては下がったが、令和3年度、コロナ禍が収まったタイミングでは、その反動として、また上がっている。それから、また被保険者数の減少に伴い、再び医療費としては、総額としては減少傾向という状況である。今後も被保険者数が減少していくので、医療費全体としては、1件当たりは多少増加傾向であるが、全体としては減少傾向が見込まれる。

16ページを御覧いただきたい。こちらは前ページの内訳となっている。入院や入院外、通院になる。歯科や調剤といった内訳での費用額の推移となっている。各区分においても、1日当たり、1件当たりといったものの費用については増加傾向といったところが見てとれる。

医療費の傾向としては以上となる。

【賦課係長】 続いて、保険料の状況を御説明させていただく。

27ページ以降が保険料の状況となっている。

まず、28ページを御覧いただきたい。立川市では、皆さん御存じのとおり、平成31年度から保険料率や均等割額については、コロナ禍の影響や物価高騰の市民生活への影響を考えて据置きということで、数年間続いている状況である。

31 ページを御覧いただきたい。1 人当たり、また 1 世帯当たりの調定額が記載されている。コロナ禍を通じて、一旦、1 人当たり、1 世帯当たりの調定額は上がっているが、また令和 5 年度は下がっている傾向がある。先ほど話にあったように、1 人当たりの医療費が上がっていて、1 人当たりの調定額が下がっているというところで、財政的にも、また今後、課題になると思っている。

36 ページを御覧いただきたい。下のグラフが収納率の推移になっている。立川市では平成 26 年度に税等の収納一元化をして、税と一緒に収納課のほうで滞納対策をしているところである。平成 26 年度以降、順調に収納率が伸びている。一旦、平成 31 年度、これは 31 年度末が、まさに令和 2 年の頭のほうで、コロナ禍ということで、年度末の戸別訪問等ができない関係で一旦下がっているが、その後も、微増ではあるが、順調に増えている状況である。

38 ページには減免の状況が載っている。一番下の表は減免実績、3 年度以降なので、コロナ減免というのが 3 年度と 4 年度はあったが、5 年度では、それは終了している。新しい減免として、5 年度、令和 6 年 1 月から、出産による産前産後の免除制度ができています。

また、御存じのとおり、本協議会でも審議していただいたもので、令和 6 年度からは未就学児均等割保険料を無料化している。

39 ページには不能欠損の状況、40 ページには滞納処分の状況を記している。

簡単であるが、私のほうからは以上である。

【業務係長】 私からは簡単に財政の状況、また、保健事業等の状況について説明させていただきます。

財政について、26 ページ下段の繰入金の推移のグラフを御覧いただきたい。資料 1 の説明にあったとおり、法定外繰入金が、保険料を据え置いていることや 1 人当たり医療費の増などに伴い、東京都に納める国民健康保険事業費納付金の増があることなどの影響から増加している状況である。これについては財政健全化計画を今年度改定し、計画的に削減していくことが求められている。こちらについては、保険料と併せて、11 月以降の本運営協議会で審議していただく予定となっている。

保健事業の状況について、42 ページを御覧いただきたい。

(1) の特定健康診査。特定健診については、令和 5 年度の受診者数 9,540 人、受診

率は37.6%と、前年度を約2.7%上回っている。令和5年度は成果連動型民間委託契約方式を採用し、プロポーザルにより、優れた手法を持つ事業者を選定、同事業者の提案により、AIによるデータ分析、ナッジ理論、マーケティングなどを活用した健康意識別などによる通知の送り分け、またショートメールサービスを使った受診勧奨を新たに実施した。また、例年実施している医療機関や市の掲示板、全部で約300か所及びくるりんバスでのポスター掲示、令和5年度からは健康フェアでのチラシ配布を行い、受診率の向上を図った結果、受診率が向上した。

なお、令和4年度から5年度にかけ、その勧奨の取組を行う前の9月までは、前年度比、受診率は平均95.6%、自然減が起きていたため、仮に、もしその自然減がなかった場合は、3%以上、より受診率が向上したと考えられるので、受診勧奨については高い効果があったと認識している。6年度、今年度も同様の取組を実施しているので、その効果検証を継続しながら、さらなる受診率の向上を目指していきたいと思っている。

(2)の特定保健指導。特定保健指導については、特定健康診査及び、後で説明する人間ドック受診の結果、メタボ等の該当、また予備軍の方を対象に、生活や運動等のアドバイスを管理栄養士等の専門職が行う事業である。つまり特定健診の中長期的な効果を高めるために、セットという事業なのだが、利用率の向上が課題となっており、6年度に新たな取組としてオンライン面談を選択できるようにした。また、令和3年度は利用案内する対象者を医療の受診勧奨の判定値となった方へも服薬治療中でない方には案内をして対象者を拡大することや、案内書類の内容を改善することで、一旦15%ぐらいに改善したが、4年度以降、また10%程度に戻ってしまっており、これについても、引き続き利用者、利用率増に向けた取組を検討していきたいと思っている。

43ページを御覧いただきたい。人間ドック・脳ドックの受診補助。こちらは受診補助を行うことで被保険者の健康増進に役立てていただくため実施している。例年の利用者数は、コロナ禍の影響が大きい2年度を除き、大体900人程度となっている。

44ページを御覧いただきたい。その他の保健事業として、(1)の体力アップ体操教室、こちらはスポーツ振興課の健康づくり事業で、その参加者のうち、国民健康保険や後期高齢者加入者の分を費用負担しているというものである。

(2)のジェネリック医薬品差額通知事業は、発送件数が年々減少している。これは利用シェア、切替え率が80%以上と切替えが進んでおり、対象者の母数が年々少なくなっているためである。そのため、データヘルス計画のアウトプット指標では、年々総数は減

少していくという指標となっている。

関連してアウトカム指標としては、令和11年度にシェア85%を目指しているところである。現在は、今年の8月現在で84.2%となっている。

もう一つのメインとなる保健事業として、(3)糖尿病腎症重症化予防がある。こちらの看護師プランでは保健師等の専門職、薬局プランでは立川市薬剤師会所属の登録薬局の薬剤師が管理栄養士等と連携し、対象者自ら糖尿病の重症化予防の生活習慣を継続できるよう支援していく事業である。電話による利用勧奨や薬剤師会との連携により、新規参加者増に取り組んでいるが、こちらも伸び悩んでいる状況であり、特定健診や特定保健指導の受診率向上と併せて、利用案内の改善などにより、引き続き利用率の向上に取り組んでいきたいと考えている。

【会長】 それでは、ただいまの資料説明について、御質問や御意見があれば、お願いしたい。

【A委員】 この6年度版の「立川市の国民健康保険」の9ページのところに、被保険者の、先ほど説明があったが、総被保険者数が減少傾向にあるというところについて、一つは外国人の方の国民健康保険に加入している割合というのは、外国人の方が立川市に住んでいる中で、どれくらいの割合を占めているのかということをお願いしたい。

それから2つ目は、以前から国民健康保険から社会保険に、従業員数の基準の変更に伴い移っていくとのことで、国保加入者総数が減っているということが言われていたのだが、令和5年度については、それは大体どれくらいの数で、そのことによって、財政的に、収入がどれくらい減ってしまったのかということをお願いしたい。

もう一点は、これは別のことだが、子供の医療費の助成、無料化を市として行っているわけだが、そのことによって国からペナルティー、交付金が減らされている。私はいじめだと思っている。このことの影響額というのは、令和5年度幾らになっているのかということと、また、国からそういうペナルティーがあっても、市として子供の医療費の無料化をやっ払いこうという覚悟、それはどの辺りにあるのかをお願いしたい。

【会長】 事務局、お願いしたい。

【保険年金課長】　　まず、市内の外国人の国保の加入状況。令和5年度の外国人の被保険者数だが、人数としては1,817名となっている。

市内の外国人の方の国保加入者の割合という件だが、国保の加入者割合は算出してなかったが、国民年金加入者について、直近で、その部分を調べた部分があり、参考としてお答えさせていただくと、市内の外国人の方の中で国民年金に加入している方というのは、おおよそ30%である。少ないと思われるかもしれないが、それ以外の多くの方というのは、厚生年金に入っているということで、市内の外国人の方で国保もしくは健康保険、社会保険に加入されている方はほぼ全ての方が加入している、そのような状況になっている。

引き続いて、社会保険の適用拡大の件。

まず、社会保険の適用拡大が立川市においてどのような影響があったのかということについてお答えさせていただく。

資料2、「立川市の国民健康保険」の8ページを御覧いただきたい。下段のほうの(2)異動状況となっており、上が資格取得、下が資格喪失となっている。これは国保側から見た形なので、国保の資格取得というのは国保に加入された方、下の国保資格喪失というのは国保から社会保険のほうに異動された方という形になる。

それで、皆様御存じのとおり、社会保険の適用拡大では、直近だと、令和4年の10月、このときに適用拡大があった。よって、令和4年度中の10月のその後約3か月、結構大きな数値の移動があったわけだが、(2)の異動状況の縦列、4年度のところを御覧いただくと、社保加入が5,282人となっている。その前年度、3年度を見ていただくと4,164人となっている。過去2年分から見ると、社保加入の方は4,955人から4,484人、4,164人と、年々減ってきている状況であった。だが、令和4年度に関しては5,282人となり、1,118人増えている。正確に社保加入、社保の適用拡大による人数というのを拾ったわけではないが、この1,118人という人数は、その大きな部分で社会保険の適用拡大の影響を受けているものと考えている。

これの国保財政の影響という部分だが、31ページの一番上の1人当たり調定額という大項目の中の1番全体で、令和4年度の1人当たり調定額というのが10万4,384円となっている。大まかな数字の捉え方になるが、先ほど申し上げた1,118人が社会保険のほうに異動しているということで、1人当たり、10万4,384円の調定額を掛け合わせると、約1億1,670万円という数字になる。よって、社会保険の適用拡大という事柄において、立川市のほうで受けている影響額というのは、1億円以上あるのではないかと、

そのように捉えている。

次に、子供の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が、2024年、令和6年の4月から廃止されたというところ。

先ほどA委員からお問合せいただいた、まず数字だが、子供の医療費助成に係る国庫減額調整額について、昨年度の影響額は約550万円となっている。この金額が、先ほど款の説明の中で話した東京都に納める国民健康保険事業費納付金というところがあり、結局、その部分に上乗せされていたということである。

さらに直近3年間で申し上げますと、その前は大体250万円ずつぐらいであったので、直近3年間では約1,050万円の調整額があった、上乗せをされたというところである。

その後の御質問で、こういった減額調整をされていたわけだが、今年の4月から、それが廃止されたというところで、それを踏まえて、立川市において子供の医療費助成についての心づもりというところだが、大変申し訳ない、私ども保険年金課は、減額調整されるほうであり、医療費助成をするのは子ども家庭部の制度で、その影響を受ける側なのだが、どのようにお答えすべきか。

【A委員】 いや、よい。頑張っていたきたい。

【保険年金課長】 はい。ありがとうございます。
御質問については以上だが、よろしいか。

【A委員】 結構である。

【会長】 A委員いかがか。

【A委員】 結構である。

【会長】 ほかにあるか。

【B委員】 詳細、ありがとうございました。15ページで、医療費全体の前年度の伸び率のところ、件数は減っているのだが、1件当たりの費用が伸びているということの、

この辺りの理由等は分析ができているのかということが1点と、それから社保の適用拡大について、今年もちょうどその年である。今年に従業員数51人以上、また中小零細企業のほうの社会保険の適用拡大、その幅が広がっているので、恐らくまた5,000人そこらは、さらに今年は増えるのではないかと思う。その辺りで一つ懸念になるのは、実際に勤務して働いている社会保険のほうに異動する人たちがかかっているものが、これは増えているのか、あるいは本当にもう働くこともできないような国民健康保険の被保険者が、この1件当たりの費用の増になっているのか、その辺がすごく大きな課題のような気がしており、そうすると、いろんな健康診断の勧奨がうまくいってない。多少AIを使っているやっっているようで、うまくはいっているようだが、まだまだ足りない部分もあるというところだが、まず、この1件当たりの医療費が、なぜこんなに増える傾向にあるのかというところ、その辺を教えてください。

【会長】 事務局、お願いします。

【医療給付係長】 19ページを御覧いただきたい。19ページの下のほうに、傾向の説明及び備考欄という文章があり、この中で1件当たりの医療費の増加について言及している。

主な要因としては被保険者の高齢化や医療の高度化というものが年々進んでおり、そういった要因によって増加傾向である。薬価が上がっていること、そういった部分もあるのではないかと捉えている。

【業務係長】 あとは、受診の勧奨がまだうまくいってないのではないかということについてとのことでよろしいか。

【B委員】 それは、質問ではなく意見である。

【業務係長】 承知した。

【B委員】 そうすると、今、高齢化というのは一つある。医療の高度化というのは、国全体にかかってくることなので、立川市だけの問題ではないかと思うのだが、高齢化と

いうと、今度は社会保険の適用拡大によっても国保喪失とならない人たちの可能性も高いということで、もし、その多くが1人当たり、1件当たりの医療費の増大につながっているのであれば、もう少し健診の勧奨等を徹底しないと、気がつかないうちに病気が潜在化しているものが顕在化したときに、もう手遅れであるとか、医療費が継続的にかかってしまうとか、そういうことになりかねないと思うので、この高齢化の人たちが本当に社会保険の適用拡大になっていったとしても、恐らく国保に残っているのも、そこへの中心的な、もう少し働きかけが必要なのではないかと思う。

7月に出た厚労省の審議会の答申では、もう企業規模に関係なく、社会保険の適用拡大をするということが出たので、いずれ50人以上なのか30人以上などの話はなくなるので、そうすると本当に残っていく人たちというのはどういう人たちなのか、今ターゲットで考えて、そういった検証をして、健康診査のほうへ徹底しないと手後れになるような時代が来るのではないかと懸念している。これは意見である。

【会長】 意見でよろしいか。

【B委員】 はい。

【会長】 ほかにあるか。

(C委員とD委員の手があがる)

【C委員】 教えていただきたいのだが、資料2の「立川市の国民健康保険」の39ページ、一番下のところ。不納欠損の状況の3、所在と財産が不明。その下に住民登録がなく転居先不明、住民登録はあるが転居先不明。住民登録はあるが転居先不明というのは、転居の届出が出されていないということだろうと思うのだが、3-1の住民等の住民登録がなく転居先不明というのは、そもそも住民登録がないと、国保の資格はできないのではないか。その辺の理解がよく分からないので教えていただきたい。

【会長】 事務局、お願いします。

【賦課係長】 もともとは確かに住民票があり、国保に加入していたが、その後、手続もせずどこかに行ってしまう、職権消除等となった。

資料自体は収納課で作成しているものなのだが、基本的にはそういう方がいる。住民票を移さずどこか行ってしまう人は、一定数継続している、そういう状況があらうかと思う。

【会長】 いかがか。

【C委員】 承知した。

【会長】 D委員。

【D委員】 令和5年度、コロナの後、物価高騰と、加入者の暮らしは非常に厳しい状態であったと思う。また、個人事業主の方が廃業されたとか、加入者の状況を見れば非常に厳しかったのではないかと思うのだが、加入者の暮らしの状況等、その辺りはどのような見解をお持ちか。

あと、市としても、国保の状況というのはなかなか大変で、国や東京都のほうに、市長会としても要望をしてきたと思うのだが、本当に非常に厳しい中での財政支援については、どのような要望をしてきたのかお願いしたい。

【会長】 事務局、2点にわたる質問をお願いしたい。

【保険年金課長】 まず、このコロナ禍から始まって、物価高騰についてということで、市民の方の暮らしについて、どのような見解かということかと思う。

また来月から新年度の保険料算定の作業が始まるわけなのだが、来月の資料として、これは昨年も御提出させていただいたかと思う。例えば、消費者物価指数、実質賃金、1人当たりの消費、もしくは昨年度に比べて倒産件数がどうなったか等、その辺は、立川市ではないが、東京都や国レベルなどの全体的な数値というのを捉えて、皆様に見ていただこうと思っている。

ただ、新聞紙上にもぎわしているとおおり、最近であると米が大きく上がったり、相変わ

らず燃料費が多分に高かったり等、暮らしぶりというのは、これはもう。

なお、立川市においては5年間保険料の据置きを令和2年度からしている。前の3年間はコロナの影響で据置きをさせていただいた。残りの2年間、5年度と6年度については、物価高騰ということで据置きをさせていただいているわけなのだが、御質問の見解としてはどうかということについては、引き続き市民の方の暮らしぶりは厳しいものと認識しているところである。

それで、D委員おっしゃるとおり、市長会、もしくは知事会でもそうだが、国に対して、継続して要望しているわけなのだが、その要望内容について、どんな要望がされているかということをお紹介させていただきたいと思う。

市長会においては、大きく分けて3つ、国へ要望している。その中の一つの項目としては、国民健康保険制度における国の公費負担割合の拡大を要望している。

内容を御説明させていただくと、『国保にあっては中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増加を招く一方、年金生活者、失業者などの低所得者の加入が多く、非正規労働者においては社会保険の適用拡大によって国保から脱退していることから保険料収入が得られにくく、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど、厳しい運営を余儀なくされている』ということ。ついでに、次の措置を講じることということで、『適切な負担割合への引上げ及び財政支援の確実な実施』と国のほうに要望しているところである。

【会長】 D委員、いかがか。

【D委員】 令和5年度は値上げをしなかったわけだが、本当にしなくてよかったと思う。

今も厳しい状況だということがあったが、失業者の方も令和5年度は増えていって、非常に不安定であり、今も実感としては暮らしは全然よくなっていない、どんどん厳しくなっているという感じがある。そこを一番大事にさせていただき、今、お話があったが、構造的な問題が、高齢化が進むことで、年齢が、年代が高い人が主になっていくということで、非常に深刻になっていると思う。本当に国が支援を。加入者と市だけの責任では、大変な状況になっている、そう思うのだが、その辺りはどのようにお考えか。

【会長】 事務局、見解があればお願いします。

【保険年金課長】 実感としてはそのとおりだと思います。

実際に、26市の国保の課長会等もあるが、その納付金も令和3年度から比べて、4年度、5年度は多大に増えた。増えている理由は、先ほどB委員からも御質問があったが、1人当たりの医療費というのは、継続して右肩上がりになっている。さらにその流れの中で社会保険の適用拡大が入ったことによって、社会保険の適用拡大はどういうことかという、要はパートやアルバイトが社会保険に加入することなので、一定の所得のある方が国保から社保に加入するというので、そうすると残ってしまうのは、高年齢の方が多くなってしまい、必然的に病気を持っている方の比率というのは高くなり、というところで、今、委員が疑問に思っていること、各市等も当然思っている、各知事も思っている、だからこそ国の社会保障審議会、いろんな委員の方がいて、意見を言っているわけだが、社会保険の適用関係についても言われているが、そのところから出てくる意見、もしくは全国知事会等でも出てくる意見として、国は各市町村に法定外の繰入金は削減せよということで、それは確かにそのとおりの部分があり、だからこそ各市は一生懸命それに取り組んでいるわけなのだが、そのようにお願いしている一方で、国保の財政について、それは結局、被保険者の方が、健康保険ではなく、もらう年金が少ないからであるから等、そこら辺の部分が大い部分ではないかと思っており、であるから年金と健康保険一緒に考えて社会保険であるが、国の議論の中では年金と健康保険を分けて考えたほうがよいのではないかという意見も出る等、もしくは、そういった流れの中で言うと、今、国への要望の中でも申し上げたとおり、国の考える国保のアウトラインが見えない、どのようにしていきたいのかということは、国レベルのところでも、各審議会等言われているところである。よって、そういったことを踏まえて、立川市においても、これはまた来月以降、皆さんに資料としてお見せするわけなのだが、法定外の繰入金は、4年度から5年度にかけて、大分増えている。

さらに言うと、最後に保険料の引上げを行った31年度から比べても、大分増えている。そういう意味では、前回の議会で市長も申し上げていたが、それは結局、法定外の繰入金は、国保以外の方の社会保険に加入の方から費用をいただいて薄めてという流れになるので、その部分のところについてのバランス。そのところについて、どうしていくべきなのかというのは、また来月以降の国保の運営協議会で皆様と共に考えていきたいと思って

いる。

【会長】 D委員、よろしいか。

【D委員】 私も年齢を重ねていき、どれだけ健康に気をつけていても、いろんなことが起き始めており、それを受け入れながら元気に過ごしていきたいという思いなのだが、しかし、本当に自然なことなので、今は私、元気に動けるが、誰でもそうやって会社を退職して国保に入る、みんなが入るといふ制度というところで、その理解を広げていくというのはかなり大変だと思うが、ぜひ、誰でも入る、この国保を守るために、これからも一生懸命議論していきたいと思う。

【会長】 ありがとうございます。

先ほど課長が言ったが、次回以降、財政健全化、それから来年度の保険料、皆様の御意見を頂戴する。

今まで話があったように、構造的な問題、課題がある。よって立川市だけではなかなか解決が難しいこともある。しかし、立川市として、法定外繰入金を増加を抑える、あるいは少しでも減らす、そういう方向というのは求められていると思う。そういう状況であるので、11月以降の本協議会、少々厳しい意見が出るかと思うが、皆様の本当に忌憚のない御意見を頂戴してまとめていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。

ほかにあるか。

【E委員】 財政というところではないかもしれないが、最後に糖尿病性腎症重症化予防対策のところの取組（44ページ）について御紹介いただき、こちら、恐らく37とか40人ぐらいの方を、長期間にわたり年間800万円ぐらいの金額で支援しており、透析予防という観点から大いに重要な施策だと思うのだが、「継続」は、どのくらい継続するのか。それとも何か基準があつて、卒業のようなことが起こり得るのか。

というのも、これを単純に割算すると、1人年間20万ぐらいかかっている。これは、実際、費用対効果として見合っているのか、それとも、ある程度、5年なりやっつてよくなれば卒業していくなど、そういったものなのか、今後人数増が進むものなのか、そういったところ、額面としては少ないが、気になったので御質問させていただいた。

【会長】 事務局、お願いします。

【業務係長】 まず新たに参加される人は増やしていくことは進めたい。「継続」の方は、基本的に、薬局プランではおおむね3年間で、本人が希望すれば継続している。看護師プランのほうでは特段5年等区切っておらず、本人が希望すれば継続して参加していただく。

本当は、ある程度のところで、自分で自己管理できるようになってもらうというのが目標なのだが、せっかく参加していただくので、なかなか区切るのが難しい。

確かに費用対効果というところで疑問があるかもしれないが、立川市国保の健康課題として、糖尿のところは都平均より悪いところや、腎症の重症化予防を重点的に掲げており、重症化すると多額の医療費がかかるので、それに見合うだけの費用対効果は、長期的に見ればあるものと考えている。

【会長】 よろしいか。

【D委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに御質問、御意見はあるか。

最後に、その他として、事務局よりお願いします。

【業務係長】 では、その他、次回の予定。

次回は第4回、11月25日月曜日に、場所はここの隣、208・209会議室で開催を予定している。

【会長】 予定された議題は以上となるので、国民健康保険運営協議会を終了する。

— 了 —